

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十五号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条の九第一項の表第一号中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。